●建築士事務所登録申請書 提出時チェックリスト (登録申請書を提出する前に下記の書類が作成・添付されているかチェックし、太枠内を記入してください。申請書と併せて1枚提出してください。)

	必要書類	等		法人 開設	個人 開設	備考					
(第一面)登録申請書			正:1枚 副:1枚			※更新申請の際、5年前 建築士名簿・(第三面)					
(第二面)所属建築士:	 名簿		2部			事務所登録事項変更届 (建築士法第23条の5第	】の提出が必要				
(第三面)役員名簿			2部			──から14日以内(所属建築士の変更の場合は3カ月以内)に変更手続きを行わった。 ▼ればならない)					
添付書類(イ)業務概要	要書		2部			※新規の場合、空白で提出。更新の場合、現登録年月日から5年間の主な業 記入					
添付書類(口)略歴書(	(登録申請者用)		2部								
添付書類(口)略歴書(	(管理建築士用)		2部			※登録申請者と管理建	築士が同一人の場合	合は、省略可			
添付書類(ハ)誓約書			2部								
管理建築士の専任に	関する誓約書		2部			※個人開設の場合に限	り、登録申請者と管理	理建築士が同一人の <sup>」</sup>	場合は、省略可		
建築士事務所の付近」	建築士事務所の付近見取図 2部 □ □										
管理建築士の建築士	2部										
管理建築士の管理建	築士講習修了証の2	<b>手</b> し	2部			※建築士定期講習修了	証ではありません				
定款の写し			2部								
商業登記事項証明書	(履歴事項全部証明	書)	原本1部 写し1部			※3ヵ月以内に交付され	たもの				
建築士事務所の内部	及び外部の写真		正本のみ 1部								
登録申請手数料振込	明細書の写し		正本のみ 1部			※登録手数料を振込に	より納入された場合の	のみ			
副本返送用レターパッ	ク(返送先住所等を	記入したもの)	1部			※レターパックで副本の 払いで受け取る場合は		か。副本を協会窓口	または宅配便着		
建築士事務所名称			,			担当者氏名					
		, , ,									
連絡先	TEL	( )	_			E-Mail					
副本返却方法を次の	フロー 3より選択	 し、右欄に記入して	 ください。	返却	方法	到達日	補正依頼1回目	補正依頼2回目	受理日		
<ul><li>副本返却方法を次の①~③より選択し、右欄に記入してくださ</li><li>①協会窓口返却</li><li>②郵送による返却(レターパックを同封してください)</li></ul>					1	/	/	/	/		
② 脚送による返却 ③ 協会指定の宅配				<u> </u>			(令和5年11月	改訂版)			

第五	号書式	:(貧	<b>第二十</b>	条		(用紙A	4)										
正						級 級 <b>建</b>	築士	上事	務	所	登録	录申	目請	書			
	へ注意〕 ・印欄は	- 雪	ן גר ב		•			(第-	一面)								
2. $\Box$	]のある	欄は	t、該	当する	5□中	.さい。 □に <b>√</b> 印 号の欄は	を付け	てくだの登録	さい。	<b>ナ</b> トろ	レナス	坦仑	な記	オトマ	ンださ	T. Y	
J. 5	— 級																
	二 級  木 造	建:	築士	事務	訮σ	登録を	申請	します	ナ。こ	の申	請書	及て	<b>ド添</b> 作	寸書類	頁の訂	己載事」	須は
	実に相	違	ありま	せん	′o												
					_												
	令和 亡息 [6]	∃ <b>∔</b> └	年宝恵		月	比松月月	3	登録	申請者	氏名			***************************************	***************************************	***************************************	***************************************	
	広島県 一般社		法人			(機) 建築士事	₮務所	協会会	会長 村	漾							
建	事	<u>ふ</u> 名	ŋ	が	称												
築	至 務	所	7	<del></del>	地	₸	_				電話	(		)		-	番
		一級	建築士	:事務所	Í.												
<u>±</u>	: 所	二級 木造	建築士建築士	:事務所 :事務所	f又は fの別		一級		二級		木造	建	築士事	事務所			, ,
登	個 る マ	ふ	ŋ	が	な									建築士	二級	及建築士 及建築士 5建築士	
録	る 人 と	氏			名	=							V	の資格	・一个垣	運発系工	
申	でき	住			所	₹											
請	法 あ 。 る	s 名	ŋ	が	な称												
者	人と		務所	<del></del>	午 地	₹											
建	で き 所 る	\$	92 <b>3</b> 721	が	な				_							<u> </u>	
築	を を 建	氏	7+ <i>lok</i> :		名									録番			
士	管等	二級	建築士建築士建築士	:又は			一級[	] 二剎	及 🗌	木造	建築	主士	県名(二	受けた都 二級建築 築士の場	士又は		
事務	理学士	管理	理建築	5.			平成 令和	左	丰	月		日		了証者			
現	登	録	年	月	日		区成 [	一个和	П	年		月		日	*		
及 新		登	録 登 録	番	号 <sub>日 日</sub>		具知事 信	登録 F	<u>—</u>	(	)第			号	審		
規口	新口			登録			ェ 県知事	•	月		日第			号	査		
<u></u>			-			** * *					×1.			<u> </u>			
<b>※</b>			1	級	1 7	, 00	0 円			現 金	È		振步	<u>Z</u>			
手数以			2	級	1 2	, 00	0 円			現 金	Ž		振步	<u> </u>			
料欄			木	:造	1 2	, 00	0円			現 金	<u>}</u>		振步	<u> </u>			

1. <b>※</b> 2. □	」 (注意) (印欄に ]のある	□ 二 □ 木 は、記入しないでくた 欄は、該当する□□	(第一	-面)			∕ <b>`</b> ₀
事	木 造	建築士事務所の	り登録を申請します	この申請	書及び添付書	類の記	載事項は
		· 具指定事務所登録	<b>全</b> 塚月	申請者氏名 :長 様			
建	事	名 称					
築	務	所 在 地	〒 -	電話	舌 ( )		- 番
<u>±</u>	: 所	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	□一級□□□	□ 木	造 建築士事務所		74.75
登	個 る 人	s     g       s     g       t     A			建築:	士 二級	建築士
録申	とでき	住所	〒 -		1		
請	法 あ 。 る	る が な					
者	人でき	事務所所在地	〒 -				
建	所る	ふ り が な -			登 録 :	番号	
築	を 建	氏 名 一級建築士、			登録を受けた		
士士	管羅築	二級建築士又は 木造建築士の別	□□一級□□二級	□ 木造 建	上築士 県名(二級建 木造建築士の	築士又は	
事務	理学す士	管理建築士講習を 修了した年月日	□ 平成 甲 中 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市	月	日修了証		
現		録  年  月  日	□平成□令和	年	 月 日	<b> </b>	
及	び	登 録 番 号	広島県知事登録	( )第	· 号		
新規	更新	※登録年月日	令和 年	月 日		審	
	A71	及び登録番号	広島県知事登録	第	号	. 査	
	, , ,		. 7 7th heter I VI heter a a At	5.0分1元の日	.E. 루하드 1 10 코스 스크 1	2	

あなたの申請については建築士法第23条の3第1項の規定により登録したので、 同条第2項の規定により通知します。なお、この登録は5年間有効です。

令和 年 月 日

第五号書式(第二十条関係)(用紙A4)

広島県指定事務所登録機関 一般社団法人 広島県建築士事務所協会

### (第二面)

## 所属建築士名簿

#### [記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入し添えてください。

ふり がな 氏 名	一級建築士、 二級建築士 又は 木造建築士の 別	登 録 番 号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士又は 木造建築士の場 合)	構造設計一級建築士又 は設備設計一級建築士 である場合にあって は、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号
		Jen -	7-1- 6-4-		_
(備考)			建築士 建築士		<b>名</b> 名
別紙 有 □	計		建築士		名 名
無□	μι		設計一級建築士		名
			設計一級建築士		. · 名

### (第二面)

## 所属建築士名簿

#### [記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入し添えてください。

ふり がな 氏 名	一級建築士、 二級建築士 又は 木造建築士の 別	登 録 番 号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士又は 木造建築士の場 合)	構造設計一級建築士又 は設備設計一級建築士 である場合にあって は、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号
		Jen -	7-1- 6-4-		_
(備考)			建築士 建築士		<b>名</b> 名
別紙 有 □	計		建築士		名 名
無□	μι		設計一級建築士		名
			設計一級建築士		. · 名

# 役 員 名 簿

#### 〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふり がな 氏 名	役	名	生年	三月	日	
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男・□ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男・□ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			□ 大正・□ 昭和 □ 平成・□ 令和	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
(備考) 別紙 有 □ 無 □						

# 役 員 名 簿

#### 〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふり がな 氏 名	役	名	生年	三月	日	
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男・□ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男・□ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			□ 大正・□ 昭和 □ 平成・□ 令和	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
□ 男 □ 女			<ul><li>□ 大正・□ 昭和</li><li>□ 平成・□ 令和</li></ul>	年	月	日
(備考) 別紙 有 □ 無 □						

### 第六号書式(第二十条関係) (用紙A4)

添付書類(イ)

### 業務概要書

[記入注意]

1 最近のものから順次記入してください。

[例]

鉄筋コンクリート造 三階建で延べて00円 平成 甲野ビル 設計及び 甲野太郎 東京都 三階建て延べ500平方 17. 8. 1 貸事務所 丁事監理

	水水和	貸事務所	メートル	工事監理	18. 1. 10
注 文 者	建築物 所在地 都道府県名	建築物の名称 及 び 用 途	構造及び規模	業務内容	期間
<u> </u>	1				

### 第六号書式(第二十条関係) (用紙A4)

添付書類(イ)

### 業務概要書

[記入注意]

1 最近のものから順次記入してください。

[例]

鉄筋コンクリート造 三階建で延べて00円 平成 甲野ビル 設計及び 甲野太郎 東京都 三階建て延べ500平方 17. 8. 1 貸事務所 丁事監理

	水水和	貸事務所	メートル	工事監理	18. 1. 10
注 文 者	建築物 所在地 都道府県名	建築物の名称 及 び 用 途	構造及び規模	業務内容	期間
<u> </u>	1				

VIF.	'→∃	<b></b>	( m	`
4/12/	기구	1998年	( 14	

#### 歴 書 略

登録申請者
管理建築士

#### [記入注意]

- 1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
  2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

s り 氏	が な 名						性	<u>別</u> 男 女	生年 月日		大正・ 平成・ F	· □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	召和 合和 日
建築資	士の 格	二級	建築士 建築士 建築士		登録番号					を受け <b>築士又</b> に			
学	年	月	日	学	校名	及び	学 科	名	卒業	• 修 ]	7 ·	中退	の別
歴													
	期 年	月 ~	年 月		勤	務	先		地	位	•	職	名
職													
歴													

VIF.	'→∃	<b></b>	( m	`
4/12/	기구	1998年	( 14	

#### 歴 書 略

登録申請者
管理建築士

#### [記入注意]

- 1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
  2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

s り 氏	が な 名						性	<u>別</u> 男 女	生年 月日		大正・ 平成・ F	· □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	召和 合和 日
建築資	士の 格	二級	建築士 建築士 建築士		登録番号					を受け <b>築士又</b> に			
学	年	月	日	学	校名	及び	学 科	名	卒業	• 修 ]	7 ·	中退	の別
歴													
	期 年	月 ~	年 月		勤	務	先		地	位	•	職	名
職													
歴													

### 誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申	請者の
氏名又	は名称

広島県指定事務所登録機関

一般社団法人 広島県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その 刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木 造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経 過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実 があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び 意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者 (3に該当する者を除く。)

- [記入注意] (1) 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - (2) 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

### 誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申	請者の
氏名又	は名称

広島県指定事務所登録機関

一般社団法人 広島県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その 刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木 造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経 過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実 があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び 意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者 (3に該当する者を除く。)

- [記入注意] (1) 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - (2) 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

### 管理建築士の専任に関する誓約書

私	は		٢ -	の	た	び																		の -	□新□更□変	新
登錄	录(	こま	った	ŋ	`	管	理	建	築	士	ک	な	る	ĭ	と	を	誓	約	V	た	し	ま	す	0		
		令和	]		年		月			日																
							自	宅住	三所																	
							Æ		夂																	

### 管理建築士の専任に関する誓約書

私	は		٢ -	の	た	び																		の -	□新□更□変	新
登錄	录(	こま	った	ŋ	`	管	理	建	築	士	ک	な	る	ĭ	と	を	誓	約	V	た	し	ま	す	0		
		令和	]		年		月			日																
							自	宅住	三所																	
							Æ		夂																	

### 建築士事務所の付近見取図

						※経				
建	名 称					※ 登 録	平成 令和	年	月	日
建築士事務所						録	(	)第		号
事務	→~	〒 _								
所	所在地	(電話	_	_	• F A X		_	_		)
		1								

(注) ※印のある欄は記入しないでください。

### 建築士事務所の付近見取図

						※経				
建	名 称					※ 登 録	平成 令和	年	月	日
建築士事務所						録	(	)第		号
事務	→~	〒 _								
所	所在地	(電話	_	_	• F A X		_	_		)
		1								

(注) ※印のある欄は記入しないでください。

### 建築士事務所の内部及び外部の写真

建築士事務所名称	
内部 (CADを使用するパソコン 又は製図台が写った室内 全景)	写 真 貼 付
外部① (建築士法第24条の5で 規定されている建築士事 務所登録標識を掲示して いる箇所) ※新規登録申請の場合 は標識掲示予定場所を 写すこと。	写真貼付
外部② (建築士法第24条の5で規 定されている建築士事務 所登録標識) ※記載文字が識別できる よう大きく写すこと。 ※更新の場合のみ	写真貼付

### 登録手数料振込証明書写し 貼付用紙

<u>事務所登録申請書を郵送</u>する場合は、登録手数料を 申請前に振込み願います。

振込先 : 広島銀行 八丁堀支店

普通預金 1019274

シャ)ヒロシマケンケンチクシジムショキョウカイ 一般社団法人 広島県建築士事務所協会

一級建築士事務所 : 17,000円 二級建築士事務所 : 12,000円 木造建築士事務所 : 12,000円

振込証明書(利用明細)の写しを貼付すること。 インターネットバンキング利用時は、振込完了画面を プリントアウトして添付すること。 窓口に持参し現金支払いとする場合、この用紙の添付 は不要です。